

千葉県留学生受入プログラムに関する補助金の返還について

法 人 名：医療法人社団創造会

代表者名：理事長 土井 紀弘



本施設（以下「受入施設」という。）は、千葉県留学生受入プログラム（以下「プログラム」という。）に参加する留学生について、留学生の自己都合によりプログラムを離脱した場合は、下記の条件で返済を求めます。

記

1. 受入施設が留学生に対して支給する補助額

（１）県内日本語学校在籍時 学費及び居住費 ９６万円／年

（２）介護福祉士養成施設在籍時 居住費 ３６万円／年

（注）介護施設が返済を求めるのは、留学中の補助総額ではなく当該年度に補助した金額

2. プログラムを離脱した場合の返済計画

（１）返済する金額

留学生及び本国の経費支弁者の資産状況を踏まえ毎月１万円を上限に返済を求めます。

返済額は留学生と協議の上決定することとし、返済にあたっては、県が委託したマッチング機関に相談しながら対応します。

（２）その他

留学生本人や家族の疾病などやむを得ない理由によりプログラムを離脱した場合は、留学生は返還を要しません。